

奈良県土地利用基本計画を令和二年四月一日に変更するので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表します。

なお、変更した土地利用基本計画図は、省略し、奈良県地域振興部エネルギー・土地水資源調整課、奈良市役所、平群町役場及び吉野町役場に備え置いて一般の閲覧に供します。

令和二年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

変更した土地利用基本計画の要旨

奈良市、平群町及び吉野町の一部の森林地域の縮小